【ご周知のお願い】令和８年度 SDS 電子化補助金事業の実施に係る周知について（協力要請）

厚生労働省では、労働安全衛生法第 57 条の２に基づく化学物質の危険有害性情報の通知（SDS の交付等）をより迅速かつ的確に行う観点から、
SDS 情報を電子的に交換するための標準的なフォーマット及び利用マニュアルを作成し、
令和７年３月に公開しました。
これは、化学物質の譲渡・提供者が共通のフォーマットを用いて危険有害性情報のデータ（SDS データ）を作成することにより、
電子的な情報の交換を容易にすること、SDS の作成・変更・交付等の一連の作業負担を軽減すること、SDS による情報伝達の迅速化を図ること等を目的としたものです。
このフォーマットを活用した SDS データの作成を支援するため、令和７年度から、化学物質の譲渡・提供者等が当該フォーマットの活用のため自社システムの改修を行う場合や、
新たにシステムを導入する場合等において、必要な費用の一部を補助する「SDS 電子化補助金事業」を実施しています。

※令和８年度は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会を補助者とする間接補助金として実施しております。

つきましては、現在交付申請を受け付けている当該補助金について、
貴団体会員の皆様にご周知いただきたく、以下の通達を添付にてお送りさせていただきます。

〇「令和８年度 SDS 電子化補助金事業の実施に係る周知について（協力要請）」（令和８年８月３日付け基安化発 0803 第１号）

【通達】

お手数をお掛けし大変恐れ入りますが、周知につきまして、ご協力賜れますと幸いです。
ご不明な点がございましたらご連絡いただきますようお願いいたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省　労働基準局　安全衛生部
化学物質対策課　化学物質評価室

〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話：03-5253-1111（内線 5618）
直通電話：03-3502-6756